

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
分担研究報告書

身体障害者補助犬使用希望者への情報提供、理解促進、普及啓発と適性評価に関する研究

研究代表者	清野 絵	国立障害者リハビリテーションセンター研究所 室長
研究協力者	飛松 好子	国立障害者リハビリテーションセンター 顧問
研究協力者	石川 浩太郎	国立障害者リハビリテーションセンター 医長
研究分担者	小澤 温	筑波大学 教授
研究協力者	大塚 栄子	植草学園大学 保健医療学部 講師
研究協力者	菊地 尚久	千葉県千葉リハビリテーションセンター センター長
研究協力者	高柳 友子	一般社団法人日本身体障害者補助犬学会 理事
研究協力者	田中 雅之	名古屋市総合リハビリテーションセンター 自立支援部長
研究協力者	中澤 若菜	神奈川リハビリテーション病院 ソーシャルワーカー
研究協力者	野口 裕美	四條畷学園大学 リハビリテーション学部 教授
研究分担者	山本 真理子	帝京科学大学 講師
研究協力者	吉田 文	大阪保健医療大学 保健医療学部 教授
研究協力者	渡邊 学	東京大学 大学院新領域創成科学研究科 特任教授

研究要旨

本研究では、ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるために、①補助犬使用希望者への都道府県の情報提供、理解促進、普及啓発の実態を明らかにすること、②リハビリテーション専門職の行う認定や評価の具体例を示すことを目的とした。研究方法は、①質問紙調査、②インタビュー調査の分析とした。その結果、①ホームページでの情報提供では、補助犬に関する基本的内容について今後も提供の予定がない都道府県があるという課題が明らかになった。その理由として、情報提供の必要性や意義が十分に理解されていない可能性があることが示唆された。理解促進、普及啓発では、「講演会や研修会」、「補助犬のデモンストレーション」を実施している都道府県が約3割、「補助犬や補助犬法についてのパンフレット配布」を実施している都道府県が約7割であった。要綱や様式の整備では、整備している都道府県が約8割であった。相談窓口の担当先は、訓練事業者等の自治体以外が約4割であった。自治体以外が相談窓口になっている場合、自治体への報告や対応が明確化されていない都道府県が約7～6割あり、適性のある補助犬使用希望者が除外されている可能性が示唆された。課題では、情報、予算、人員の不足が約6～5割、必要な情報や支援では、マニュアルや好事例が必要が約8～7割であった。今後、補助犬事業の意義の理解を一層進めるとともに、情報提供、理解促進、普及啓発のために共通して活用できる基本的内容や取組の好事例が整備されることが期待される。②分析の結果、リハビリテーション専門職の補助犬の認定・評価への関わりの具体例、専門職の役割への認識を整理した。今後、本資料が参考として活用されることが期待される。

A. 研究目的

障害者の社会参加や自立を促進するための身体障害者補助犬（以下、補助犬）のサービスが効果的に運用されるためには、補助犬のニーズや適性のある障害者に適切にサービスが提供される必要がある。そのためには、補助犬に関する事業やサービス、潜在的な者を含む補助犬の使用を希望する障害者（以下、補助犬使用希望者）に対する情報提供が適切に実施されているとともに、補助犬利用に関する障害者の評価が適切に行われる必要がある。

以上から、本研究では、①ニーズや適性のある障害者に適切に補助犬のサービスが提供されるよう補助犬使用希望者への都道府県の補助犬に関する情報提供、理解促進、普及啓発の実態を明らかにすること、②リハビリテーション専門職（以下、リハ専門職）の補助犬使用希望者の認定や評価の実態および各専門職の役割の具体例を示すことを目的とした。

B. 研究方法

1. 都道府県における情報提供、理解促進、普及啓発の実態調査

都道府県 47 ヶ所を対象に、身体障害者補助犬の情報提供、理解促進、普及啓発に関する実態について質問紙調査を行った。質問紙をメールにて送付した。回収はメールまたは FAX とした。調査実施は、特定非営利活動法人日本補助犬情報センターに委託した。

質問紙の内容は、大きく分けて①補助犬使用希望者への情報提供について、②補助犬使用希望者への理解促進と普及啓発について、③自治体の補助犬に関する業務について、④補助犬の情報提供や理解促進、普及啓発の課題や必要な情報や支援についてであった。調査票を資料 1 として示す。

（倫理面への配慮）

本研究は、個人情報を対象としていないため、倫理面への配慮が必要な研究には該当しない。

2. リハビリテーション専門職の認定、評価、役割の具体例

リハ専門職が補助犬利用者の社会参加にどのような認識を持つか、関連する周辺

課題と共に聴取することを目的に、指定法人（2 団体）の身体障害者補助犬の認定に長く関わった経験のあるリハ専門職 4 名（理学療法士（PT）/作業療法士（OT）/言語聴覚士（ST））および視覚リハリテーションに長期的に関わった歩行指導員 1 名、ソーシャルワーカー 3 名にインタビュー調査を実施した。対象のうち、リハ専門職（理学療法士/作業療法士/言語聴覚士）の認定への関わり方の具体例、評価視点等についてインタビュー調査から分析した。

なお、本インタビュー調査は、分担研究報告書「身体障害者補助犬使用希望者の訓練の効果測定のための研究」で報告した調査と同じ調査を再掲したものである。分析は本報告書の目的のため新たな分析を行った。

（倫理面への配慮）

補助犬の育成に関わる指定法人の関係者、補助犬の利用者等からのヒアリング調査（課題番号 2021-104 号）では、筑波大学において研究倫理審査を受け承認された。

C. 研究結果

1. 都道府県における情報提供、理解促進・普及啓発の実態調査

質問紙の回収数は次のとおりである。都道府県 46 ヶ所（回収率 97.9%）であった。結果を資料 2（表 1～41 および図 1～42）に示す。

（1）補助犬使用希望者に対する情報提供 （1）-1. ホームページでの情報提供

ホームページにおける情報提供の実態は以下のとおりであった。「身体障害者補助犬について」の情報提供を行っている都道府県は 42 ヶ所（91.3%）、今後提供予定は 3 ヶ所（6.5%）、今後も提供予定なしは 1 ヶ所（2.2%）であった。「身体障害者補助犬法について」の情報提供を行っている都道府県は 38 ヶ所（82.6%）、今後提供予定は 5 ヶ所（10.9%）、今後も提供予定なしは 3 ヶ所（6.5%）であった。「補助犬使用の対象となる障害や条件について」の情報提供を行っている都道府県は 30 ヶ所（65.2%）、今後提供予定は 5 ヶ所（10.9%）、今後も提供予

定なしは11ヶ所(23.9%)であった。「補助犬使用の目的について」の情報提供を行っている都道府県は39ヶ所(84.8%)、今後提供予定は3ヶ所(6.5%)、今後も提供予定なしは4ヶ所(8.7%)、であった。「補助犬使用を希望する場合の手続き」の情報提供を行っている都道府県は29ヶ所(63.0%)、今後提供予定は6ヶ所(13.0%)、今後も提供予定なしは11ヶ所(23.9%)であった。「補助犬使用希望者の相談窓口」の情報提供を行っている都道府県は41ヶ所(89.1%)、今後提供予定は2ヶ所(4.3%)、今後も提供予定なしは3ヶ所(6.5%)であった。「補助犬の育成事業について」の情報提供を行っている都道府県は21ヶ所(45.7%)、今後提供予定は11ヶ所(23.9%)、今後も提供予定なしは13ヶ所(28.3%)であった。

(1) -2. 情報提供していない理由

ホームページにおける情報提供で、現時点で「情報提供していない」という回答をした場合の情報提供していない理由は以下のとおりであった。「情報提供は必要ではないと考えるため」は、「はい」が4ヶ所(12.5%)であった。「どのような項目を情報提供すべきか不明なため」は、「はい」が7ヶ所(21.9%)であった。「どのような内容を情報提供すべきか不明なため」は、「はい」が9ヶ所(28.1%)であった。「ホームページ掲載の労力、時間が不足しているため」は、「はい」が10ヶ所(31.3%)であった。「その他(具体的な内容)」は、以下のとおりであった。「貸与や育成は訓練事業者や育成団体が行っているため」、「訓練事業者や補助団体が情報発信しているため」、「要件を満たさなければ補助犬を持ってない等の誤解を生まないため(要件等について問合せがあれば個別に回答する)」、「どのような方法が良いか検討が必要なため」であった。

(2) 身体障害者に対する理解促進や普及啓発

(2) -1. 理解促進、普及啓発の活動の実施の有無

「講演会や研修会」を定期的または単発的に実施している都道府県は13ヶ所

(28.3%)、今後実施する予定は8ヶ所(17.4%)、今後も実施予定はないは24ヶ所(52.2%)であった。「補助犬のデモンストレーション」を定期的または単発的に実施している都道府県は14ヶ所(30.4%)、今後実施する予定は7ヶ所(15.2%)、今後も実施予定はないは24ヶ所(52.2%)であった。「補助犬や補助犬法についてのパンフレット配布」を定期的または単発的に実施している都道府県は33ヶ所(71.7%)、今後実施する予定は4ヶ所(8.7%)、今後も実施予定はないは8ヶ所(17.4%)であった。「その他(具体的な内容)」は、「厚生労働省リーフレット等の配布」、「現状想定していない」、「障害者団体による普及啓発」であった。

(2) -2. 理解促進、普及啓発の活動を実施していない理由

理解促進・普及啓発の活動について、現時点で「情報提供していない」という回答をした場合の、実施していない理由は次のとおりであった。「実施は必要ではないと考えるため」は、「はい」が2ヶ所(5.4%)であった。「どのような活動を実施すべきか不明なため」は、「はい」が13ヶ所(35.1%)であった。「実施するための予算が不足しているため」は、「はい」が27ヶ所(73.0%)であった。「実施するための人員が不足しているため」は、「はい」が21ヶ所(56.8%)であった。「その他(具体的な内容)」は、次のとおりであった。「現状想定していない」「別のサポート運動の啓発の中で、他の障害の啓発も行っているため」「ホームページや障害者団体による普及啓発を行っているため」。

(3) 身体障害者補助犬に関する業務

(3) -1. 補助犬使用の申請手順や決定方法についての要綱等の整備状況

「申請や決定に関する要綱」は、「ある」が38ヶ所(82.6%)、「ない」が8ヶ所(17.4%)であった。「自治体独自の申請書の様式」は、「ある」が38ヶ所(82.6%)、「ない」が8ヶ所(17.4%)であった。「要綱以外の申請があった場合の具体的な対応

方法、手順」は、「ある」が2ヶ所(4.3%)、「ない」が41ヶ所(89.1%)であった。

(3)-2. 補助犬使用希望者が最初に相談する際の、相談窓口の担当先

補助犬使用希望者の相談窓口は、「自治体」が28ヶ所(60.9%)、「補助犬の訓練事業者」が10ヶ所(21.7%)、「その他」が8ヶ所(17.4%)であった。「その他」の具体的な担当先は、「居住地の市町村」「委託先(障害者団体)」、「障害者団体」が4件、「補助犬関係団体」2件であった。

(3)-3. 相談窓口が「補助犬の訓練事業者」または「その他」の場合の担当先の実態

「訓練事業者」または「その他」の団体に相談業務を委託している」は、「はい」が8ヶ所(44.4%)、「いいえ」が10ヶ所(55.6%)であった。「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、適性のある補助犬使用者が除外されないよう、自治体へ報告する内容や手順を明確化している」は、「はい」が5ヶ所(27.8%)、「いいえ」が13ヶ所(72.2%)であった。「訓練事業者」または「訓練事業者」または「その他」の団体が相談を受けた際、適性のある補助犬使用希望者が除外されないよう、対応の内容や方法を明確に規定している」は、「はい」が6ヶ所(33.3%)、「いいえ」が11ヶ所(61.1%)であった。

(4) 情報提供や理解促進、普及啓発について課題や必要な情報、支援等

(4)-1. 課題

「情報の不足が課題」は、「はい」が30ヶ所(65.2%)であった。「予算の不足が課題」は、「はい」が26ヶ所(56.5%)であった。「人員の不足が課題」は、「はい」が23ヶ所(50.0%)であった。「その他(具体的に)」は、以下のとおりであった。「国による補助金があったとしても自治体の予算に余裕がなく一般財源が確保できず事業の拡充ができない」、「補助犬利用者が少ないため」、「全域をカバーするには負担が大きすぎるため」、

「ユーザー自体が少なく、地域においても体感できる機会が少ないこともあり、なかなか身近なものとして感じにくい」、「潜在的な使用希望者に対する情報提供が自治体としてどこまで必要とされるのか理解不足」、「自治体には、啓発に有効な画像等の素材がない。国パンフやイラストのSNSや啓発動画での利用を認めてもらえると助かる」。

(4)-2. 必要な情報や支援

「情報提供のためのマニュアル」は、「必要」が32ヶ所(69.6%)であった。「情報提供の好事例」は、「必要」が36ヶ所(78.3%)であった。「理解促進・普及啓発のためのマニュアル」は、「必要」が37ヶ所(80.4%)であった。「理解促進・普及啓発の好事例」は、「必要」が39ヶ所(84.8%)であった。

「申請や手続きについてのマニュアル」は、「必要」が28ヶ所(60.9%)であった。「その他(具体的に)」として、行政参加者が参加できる勉強会等の実施という意見が挙げられた。

2. リハビリテーション専門職の認定、評価、役割の具体例

結果を資料3として示す。

D. 考察・結論

1. 都道府県における情報提供、理解促進・普及啓発の実態調査

(1) 補助犬使用希望者に対する情報提供 (1)-1. ホームページでの情報提供

ホームページにおける情報提供は、「身体障害者補助犬について」、「身体障害者補助犬法について」、「補助犬使用の目的について」、「補助犬使用希望者の相談窓口」に関しては9~8割の都道府県が行っていた。しかし、それらの項目についても1~4ヶ所の都道府県では、今後も提供予定なしと回答していた。しかし、このような基本的内容については、情報提供することが望ましいと考えられるため、情報提供していない理由の解決のための取組を進めることが必要と考える。

一方、「補助犬使用の対象となる障害や条

件について、「補助犬使用を希望する場合の手続き」に関しては行っているのは4～6割程度の都道府県に留まっていた。これらの項目は、実施割合の高かった項目に比べ、提示が複雑、ホームページだけでは正確に情報が伝わらない可能性があることが考えられ、どのような情報をどのように提示すればよいかについて検討や、例示が必要な可能性がある。

(1) - 2. 情報提供していない理由

ホームページで情報提供していない理由として、情報提供は必要ではないと考える都道府県が4カ所あった。この結果は、補助犬事業を行う自治体に事業や情報提供の意義や必要性が十分に理解されていないことが要因として考えられる。したがって、改めて身体障害者補助犬育成促進事業の目的や意義の周知を行い、事業の趣旨の理解を一層進めることが重要と考える。

その他の理由として、「どのような項目を情報提供すべきか不明なため」が7ヶ所、「どのような内容を情報提供すべきか不明なため」が9ヶ所、「ホームページ掲載の労力、時間が不足しているため」が10ヶ所であった。情報提供すべき基本的内容を例示したり、情報提供に活用できる資料を提供したりすることで不明点の解消や、労力や時間の効率化につながり、情報提供が促進される可能性があると考えられる。

(2) 身体障害者に対する理解促進や普及啓発

(2) - 1. 理解促進、普及啓発の活動の実施の有無

理解促進、普及啓発の活動の実態については、「講演会や研修会」、「補助犬のデモンストレーション」を実施している都道府県は約3割、一方、「補助犬や補助犬法についてのパンフレット配布」を実施している都道府県は約7割であった。実施割合で見ると、パンフレット配布は講演会や研修会、デモンストレーションと比べ実施しやすいことが推察できる。そのため、パンフレット配布する自治体を増やすことは広く情報を提供するという点で、取組しやすい方策

として考えられる。その際は、どの自治体でも活用できる基本的内容や必要な情報が掲載された共通のパンフレットを作成することも効果的な可能性がある。さらに、講演会や研修会、デモンストレーションはパンフレット配布と比べコストや労力がかかると考えられるが、補助犬使用希望者への理解促進や普及啓発の効果が高い可能性が考えられ、その効果の検証や実施を増やす方策の検討も重要であると考ええる。また、その他の具体的回答して挙げた「厚生労働省リーフレット等の配布」、「障害者団体による普及啓発」をふまえると、国、自治体、関係団体の役割分担による効率的な取組が効果的な可能性がある。

(2) - 2. 理解促進、普及啓発の活動を実施していない理由

理解促進、普及啓発の活動について実施していない理由は、「実施は必要ではないと考えるため」が2ヶ所、「どのような活動を実施すべきか不明なため」が13ヶ所、「実施するための予算が不足しているため」が27ヶ所、「実施するための人員が不足しているため」が21ヶ所であった。これらのうち、どのような活動を実施すべきかについては、好事例や、活動実施に必要な詳細を示した資料の提供が課題解決に役立つ可能性がある。また、実施の必要性、予算不足、人員不足については、必要な予算や人員の確保に取り組むとともに、自治体として行うのが適切な基本的取組について関係者間の議論により共通認識を作っていくこととともに、現状において大きな負担なく実施できる取組を例示することも役に立つ可能性がある。

(3) 身体障害者補助犬に関する業務

(3) - 1. 補助犬使用の申請手順や決定方法についての要綱等の整備状況

「申請や決定に関する要綱」、「自治体独自の申請書の様式」がある都道府県は約8割であり、多くの自治体で整備されていた。また、「要綱以外の申請があった場合の具体的な対応方法、手順」がある都道府県は2ヶ所のみで、整備は進んでいなかった。自治体として整備することが効果的な要綱等については未整備の都道府県の整備

を促すとともに、必要な要綱やそれ以外の資料についても基本的事項を整理して例示することが、情報提供の均てん化に役立つ可能性がある。

(3) - 2. 補助犬使用希望者の相談窓口とその実態

補助犬使用希望者の相談窓口は、「自治体」が約 6 割、「補助犬の訓練事業者」が約 2 割、「その他」が約 2 割であった。しかし、自治体以外が相談窓口になっている場合の相談業務の委託状況は約 4 割で、委託していない場合が半数以上であった。さらに、自治体以外が相談窓口になっており、相談を受けた際、適性のある補助犬使用者が除外されないよう、自治体へ報告する内容や手順を明確化していない都道府県が約 7 割であった。また、自治体以外が相談を受けた際、適性のある補助犬使用希望者が除外されないよう、対応の内容や方法を明確に規定していない都道府県は約 6 割であった。したがって、現状では、報告や対応の詳細が明確化されておらず、適性のある補助犬使用希望者が除外されている可能性が示唆された。

(4) 情報提供や理解促進、普及啓発について課題や必要な情報、支援等

(4) - 1. 課題

情報提供や理解促進、普及啓発の課題は、情報、予算、人員の不足が約 6~5 割であった。都道府県によっては補助犬の申請者や使用者が少なく予算、人員の確保は早急には対応が難しい可能性がある。一方、情報については必要な情報を整理して提供することで課題解決に役立つ可能性がある。その他の具体的な理由としては、「潜在的な使用希望者に対する情報提供が自治体としてどこまで必要とされるのか理解不足」、「自治体には、啓発に有効な画像等の素材がない。国のパンフレットやイラストの SNS や啓発動画での利用を認められると助かる」という意見が見られた。自治体が行うのが適切な基本的な取組を伝えるとともに、自治体が活用できる情報、画像等を提供することが期待される。

ホームページや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の情報発信については、今後、一例として新規の補助犬使用希望者に対しての行政等からのサポートの俯瞰的なフローチャートを作成し、動画コンテンツとして一般に公開することは本研究の課題解決の一助となる可能性がある。また、このような対応によりオンデマンド配信で補助犬使用希望者が必要な情報を知り、行動を起こせる契機となることは障害者福祉への貢献の意義も大きいと考える。

(4) - 2. 必要な情報や支援

情報提供や理解促進、普及啓発のために必要な情報や支援は、「情報提供のためのマニュアル」、「情報提供の好事例」、「理解促進・普及啓発のためのマニュアル」、「理解促進・普及啓発の好事例」が必要と考える都道府県が約 8~7 割であった。また、「申請や手続きについてのマニュアル」が必要と考える都道府県が約 6 割であった。申請や手続きについては自治体によるものがあると考えられるが、前者のものについては、すでにあるものについてはその普及を、ないものについては作成し整備することが情報提供や理解促進、普及啓発の促進に役立つ可能性がある。また、その他として挙げられた、行政担当者が参加できる勉強会等の実施についても効果や実施可能性についての検討が期待される。

2. リハビリテーション専門職の認定、評価、役割の具体例

インタビュー調査の結果を考察、分析し、各専門職の評価への関わりについて、リハ専門職の補助犬の認定・評価への関わりの具体例、専門職の役割への認識を整理して提示した。補助犬の理解促進、普及啓発、認定や評価にあたってはリハ専門職の役割が大きいと、現状では、リハ専門職における補助犬への理解はあまり進んでいない。今後のリハ専門職における補助犬への理解促進や関わり方の検討にあたり、本具体例が参考として活用されることが期待される。

3. まとめ

補助犬の運用については、2002年に「身体障害者補助犬法」が施行され、現在は都道府県で「地域生活支援事業」における「身体障害者補助犬育成事業(以下、育成事業)」として実施されている(厚生労働省)。しかし、先行研究においていまだ「利用者自らが訓練事業者に問い合わせをしている」「行政や病院等の担当者の認識が低く、潜在的な利用者への補助犬の紹介等がなされていない」等の制度の入口における課題が指摘されている(みずほ情報総研株式会社, 2019)。

また、先行研究において、補助犬に関する理解促進・普及啓発の実施状況は、理解促進事業の実施は23%、啓発活動は83%であり、理解促進の取組は少なく、また全ての取組の主な対象は障害のない一般市民であり、障害者に対する理解促進・普及啓発はさらにそのなかのごく一部であった(日本補助犬情報センター, 2019)。したがって、前年度の厚生労働科学研究の報告書では、本来は補助犬が適応となる障害者に、補助犬の使用を検討するための情報が届いていない可能性を指摘した。以上をふまえ、本研究では、都道府県の補助犬使用希望者(障害者)に対する取組の実施状況や、取組が実施できていない場合の要因を把握した。また、補助犬の理解促進、普及啓発の後の、実際の支給にあたる認定、評価に重要なリハ専門職の役割について、情報や理解が不足しているという課題をふまえ、補助犬の認定、評価におけるリハ専門職の役割や視点の具体例を提示した。これらにより、障害者に対する理解促進・普及啓発のあり方について、課題解決に必要な取組が示唆された。また、リハ専門職の補助犬の認定、評価への関わりの実態の具体例を示した。

今後、本研究の結果を活用し、都道府県の「地域生活支援事業」における補助犬使用希望者への補助犬の情報提供や理解促進、普及啓発について共通して活用できる基礎的内容や取組の好事例が作成、整備されることが期待される。

E. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

清野絵・飛松好子・石川浩太郎・菊地尚久・田中雅之・渡邊学. 「身体障害者補助犬の使用を希望する障害者に対する情報提供: 文献調査および都道府県の公式ホームページの調査の結果から」日本身体障害者補助犬学会. 第14回学術大会. 2022年12月17日~2023年1月31日. (オンライン)

F. 知的財産権の出願・取得状況

該当なし

G. 引用文献

1. 厚生労働省. 身体障害者補助犬の概要・利用方法. (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihooken/hojoken/gaiyo.html>, 2022.5.19.)
2. みずほ情報総研株式会社(2019)身体障害者補助犬の訓練・認定の実態に関する調査研究報告書, みずほ情報総研株式会社. (<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000521734.pdf>, 2022.5.19.)
3. 日本補助犬情報センター(2019)2017(平成29)年度身体障害者補助犬育成促進事業等実施実態調査結果, 日本補助犬情報センター.